

# 近世の京都商人「近江屋」上河家による手島家の継承

——「年忌留書」を中心として——

金 成 炫

はじめに

近江屋の屋号を持つ京都商人「上河源右衛門」の家に伝来してきた「上河家文書」には年忌を年代順に書き留めたものとして、上河家の「年忌留書」六冊と手島家の「年忌留書」三冊が残っている<sup>①</sup>。上河家の場合、延享二年（一七四五）から万延元年（一八六〇）の間に行われた三六人の年忌一六三件が、手島家の場合、宝暦九年（一七五九）から慶応二年（一八六六）の間に行われた三二人の年忌九五件が記されている<sup>②</sup>。その年忌対象者の中には両家に通ずるものがあるので、上河家の「年忌留書」と同時に手島家の「年忌留書」も作成されたと考えられる。

手島堵庵こと「宗信」は両家に共通する年忌対象者の一人であるが、その背景について「手島堵庵先生事蹟」では「先生姓は手

嶋氏（中略）俗称は嘉左衛門、始め源右衛門と称す」、さらに「先生初め上河家の家を兼治め給へり（中略）男建をして元服せしめ、上河家の家事をゆづり、手嶋氏の旧居華頂山下の家に隠れ住給ふ」と述べられている<sup>③</sup>。手島堵庵は始め上河家当主の通称である「源右衛門」を名乗ったが、隠居の後手島家当主の通称であったのである。ところで、「手島堵庵先生事蹟」は文化一三年（一八一六）「門人」によって作られたものであって、心学者としての手島堵庵のことがその主な内容であり、手島堵庵と上河家の関係はきわめて簡略な記述にとどまっている。また、手島堵庵に関する従来の研究も心学研究の中で行われ、手島堵庵個人に関する理解はほとんど「手島堵庵先生事蹟」にもとづいたものであり<sup>④</sup>、手島堵庵が上河家と手島家の両方にかかわることに關しては

近世の京都商人「近江屋」上河家による手島家の継承（金）

明らかではない。

手島堵庵が上河源右衛門とも、手島嘉左衛門とも称されることについて、柴田実氏は一人による両家の継承は、手島堵庵の父である「宗義」の代から始まったと説明している。また、「宗義」は手島家の嗣子として、上河家の女と婚姻して上河家の三代を嗣いだが、その後も手島の姓を棄てず、「手島宗義」という著者名を使っていたと指摘する。<sup>⑤</sup>「宗義」の著述とされている「商人夜話草」「子弟訓」「塵斗」の三つを比べると、「商人夜話草」の巻頭の書林の序文に「予が友上川氏某は平安城の商家なる」と書かれているが、「子弟訓」と「塵斗」の内題には「手島宗義著」と記されていることがその根拠とされている。しかし、「子弟訓」と「塵斗」の場合その著述年代が不明であって、「宗義」の死後安永九年（一七八〇）と天明七年（一七八三）にそれぞれ刊行されたものである。<sup>⑥</sup>これに対して、「商人夜話草」は生前の享保二年（一七二七）に刊行されており、「宗義」が「上川氏」であったのは確かである。また、「年忌留書」によると、「宗義」の年忌の記録は上河家の「年忌留書」にあるが、手島家の「年忌留書」には載せられていない。先祖の祭祀を司るのが家の継承者すなわち家督相続者の重要な要素であることを考えあわせると、柴田実氏が説明するように、「宗義」を手島家の継承者の一人とす

別表 上河家本家の当主

	当主	生年	養子入	家督相続	隠居	五楽舎入	没年
①	松屋宗榮						元禄16. 9
②	念登道専						享保 8
③	接光宗義	元禄 2	○				享保15. 3
④	堵庵宗信	享保 3. 5		享保15. 3	宝暦11. 9	明和 2. 12	天明 6. 2
⑤	和庵宗建	延享 4. 2		宝暦11. 9	天明 3. 2	天明 3. 2	寛政 3. 10
⑥	斎庵宗禎	明和 4. 4	安永 7. 4	天明 3. 2	文化12. 2	文化14. 9	文政 6. 7
⑦	毅庵宗精	寛政 2. 9		文化12. 2	文政13. 2	天保 3. 12*	天保 9. 1
⑧	訥庵宗明	文化 5. 12	文政 7. 8	文政13. 2	安政 3. 2	安政 3. 2	明治 6. 6
⑨	僕庵宗寅	天保 5. 10		安政 3. 2			明治14. 7
⑩	以庵宗言	明治 7					明治28

注) 上河家には「浄専」を初代とする分家が成立していたが、享保期すでにその分家による近江屋出店の経営が行われていた。宝暦三年に二代「浄覚」が、明和三年には三代「智秀」が死に、明和四年「正揚」が四代を嗣いだ。寛政元年「正揚」の長男が家督を相続したが、寛政六年その弟が新たに上河家分家の家督を継いだ。ところが、文化六年頃上河家分家による近江屋出店の経営は解消されて、文政八年「貞吉」の死去とともに上河家分家は断絶した。



ることに疑問が生じる。

こうした疑問を踏まえた上で、本稿では「年忌留書」を中心として近江屋における手島家継承の実態を具体的にみ、その課題として、京都商家の相続に現れる特徴を明らかにする。第一節で両家継承の背景とその成立過程を考察して、第二節では「年忌留書」に載せられた年忌対象者を分析し、両家継承の性格を明らかにした上で、時代によって両家の継承がどのように変化していくのかをみる。また、本稿の理解のために上河家と手島家の略系図を示した。

①「上河家文書」は京都大学総合博物館に所蔵されている。①「上河家文書」I 71・24・25・26・27・28・29「御年忌諸用留書二」「御年忌萬事留書二」「御年忌萬事留書三」「御年忌諸用留書四」「御年忌萬事留書五」「御年忌萬事留書六」②「上河家文書」I 71・30・31・32「手島氏御年忌留書一」「手島氏御年忌留書二」「手島氏御年忌留書三」。

②年忌の中には「合祭」と「附祭」のものもあるので、実際営まれた年忌の件数は上河家の場合一三九件（七件の葬儀の記録を含む）で、手島家の場合七四件である。

③柴田実編「増補手島堵庵全集」（清文堂出版 一九七三年）五九七・六〇二頁。

④石田謙「石門心学史の研究」（岩波書店 一九三八年）。堵庵以後明倫舎舎主の「事跡」類が代々作られたが、それは「手島堵庵先生事蹟」の形式に倣ったものであって、上河家と手島家の関係には詳しく

書いてない。

⑤柴田実「梅岩とその門流」（ミネルヴァ書房 一九七七年）九六頁。  
⑥①「上河家文書」II 121-1「添草」②「上河家文書」II 121-39「乍恐口上書」。

⑦滝本誠一編「日本経済叢書」七、五二八頁。

⑧穂積陳重「隠居論」（日本経済評論社 一九七八年）三三三頁。

### 一 近江屋における両家継承の成立

「宗義」は、奈良富永氏の男として生まれ、初名は孫松であったが、手島宗光の養嗣子となって宗十郎と称した。<sup>①</sup>「宗義」がいつ「宗光」の養子となったのかは確かではないが、享保元年（一七一六）一〇月の文書に「手嶋宗重郎」と見える。<sup>②</sup>この文書は、「宗光」が所領支配に関わっていた旗本森家の知行所である「丹波四和哥村」の庄屋から「手嶋嘉左衛門・手嶋宗重郎」に差し出されたものである。また、森家の家臣の一人である前田半平は「手島宗光・同宗十郎」宛に「改曆」の祝儀の書状を送ったが、それには「旧冬者兼々御願被成候通御隠居被仰付目出度御休息と奉察候」と「宗光」の隠居のことが書かれている。<sup>③</sup>享保期「宗義」は「手島宗十郎」を名乗って、「宗光」の隠居とともに手島家の継承者になったとも考えられる。一方、享保初期すでに「宗義」は上河家二代「道専」の女「貞林」と婚姻し、享保三年五月

にその長男「宗信」が生まれるので、「宗義」は手島家と上河家の両方にかかわっている。

享保期上河家と手島家の関係を知る文書はほとんど残っていないが、近江屋の「預置」銀の内訳が書かれた「銀預高覚」を通して両家の関係が若干推測できる。「銀預高覚」の内容は享保八年と同一五年のもの、そして、延享元年（一七四四）から寛延元年（一七四八）の間に行われた「栄春かし」と「甚助かし」の部分に分けられる。特に、享保八年と同一五年の部分に「宗光」に関連することが記されている。

享保八年卯ノ年正月ウ

一、七百五拾匁

宗光様へ預け置、壹分也

享保十五年戌六月書付置

西七月ウ

一、三拾六貫五百六拾壹匁壹分 是ハ宗光ノ分成

享保八年近江屋は「宗光」へ七五〇匁を預けて一分の利足を受け取っていたが、同一四年七月には「宗光」から近江屋へ約三七貫匁が預けられた。時期は少し下るが、明和七年（一七七〇）七月作成された近江屋出店の「棚卸」帳によると、その資本の内訳に「手嶋氏」二三貫匁と「手嶋ウ譲り受」一〇貫匁のことが記され、その「仕用」の項目には「二貫匁に対する「手嶋氏利足」六

六〇匁が書かれている。すなわち、近江屋へ預けられた「宗光ノ分」というのは近江屋への投資である。享保八年頃すでに手島家は近江屋の経営に関連していたが、同一四年「宗光」は約三七貫匁を近江屋へ預けていたのである。

手島家による近江屋への投資は、「宗義」の婚姻とともに上河家と手島家の緊密な関係を窺わせる。しかし、「宗義」が手島家当主の通称である「嘉左衛門」を名乗った例は見当たらない。また、享保一五年三月「宗義」が死去したが、前にも指摘したように「宗義」の年忌は手島家の「年忌留書」に記されていないので、「宗義」が手島家を継承したとは断定しがたい。そこで、「年忌留書」の分析を通して近江屋における両家継承の成立を検討する。上河家の「年忌留書」には延享二年「宗信」の祖母である「栄春」の一周忌の記録が最初に載せられているが、手島家の「年忌留書」では「此方（上河家）ヨリ支配二成候而、知恩院町仏事扣」という「年忌留書」の作成の理由が記されるとともに、宝曆九年八月の年忌の記事から始まっている。<sup>⑦</sup>「知恩院町」は華頂山下の手島家の居町であるので、「知恩院町仏事」は手島家の年忌を意味する。実際「宗光」や「栄春」などの年忌では知恩院町中とその町用人へ「齋料」などが与えられている。<sup>⑧</sup>ところで、手島家の「年忌留書」が宝曆九年から上河家で作成されたことは、換

言すれば、宝暦九年以前手島家の年忌は、上河家で営まれていなかったことになる。

宝暦九年以前の手島家の年忌に関する文書には、その差出あるいは作成者がわかる次の三つのものがある。すなわち、「長遠寺」から「宗光」に宛てられた受取証文、「手島氏」が作成した「年忌覚」、「近江屋庄兵衛」が書いた「宗光」の年忌の覚書である。まず、「長園寺」が「妙貞」の年忌に付き布施などを受け取った証文は「宗光」へ出されたものである。「長遠寺」は手島家にかかわる寺方の一つである。また、「妙貞」は手島家の年忌対象者の一人として、享保一二年頃その二五回忌が行われたので、当時「宗光」によって手島家の年忌が行われたと考えられる。そして、「年忌覚」には寛延元年の「榮順」の三三回忌、同二年の「宗光」の一三回忌、同三年の「榮春」の七回忌と「永嘉」の七〇回忌のことが書かれている。それは、元文二年（一七三七）「宗光」が死んだ後営まれた手島家の年忌である。また、「宗光」の年忌覚書には、寛保三年（一七三八）の七回忌、寛延二年の一三回忌、宝暦三年の一七回忌の記録が綴られている。その覚書の作成者である「近江屋庄兵衛」は、近江屋出店の上河家分家の通称である。注目されるのは、寛延二年の一三回忌の内容が上記の「年忌覚」にある「宗光」の一三回忌のものと同じであるの

で、「手島氏」と「近江屋庄兵衛」との間は深い関係があったと考えられる。次は「宗光」の年忌覚書の中に差し込まれていた証文であるが、その内容は、

一、銀百廿目

右者 宗光居士月牌料礎二寺納申候、已上

亥（寛保三年）九月廿九日 正覚寺（印）

手島御使 甚介殿

である。「正覚寺」は手島家の檀那寺として、「宗光」の月牌料を受け取った証文を「甚介」に送った。その「甚介」は、宝暦九年（一七五九）「浄専」の葬式が行われ、近江屋の別宅中が一七日の忌中をつとめたのに対して、「出見世之別宅」の為に三七日の忌中をつとめた「甚助」と推定される<sup>⑩</sup>。近江屋出店の「甚介」が「手島御使」とあるというのは、証文の「手島」は近江屋出店に関連するといえる。そして、近江屋出店の人々の中で手島家の年忌対象者になったのは「浄専」一人であるので、「浄専」が右の証文の「手島」に当たると考えられる。元文二年「宗光」の死後、当時二〇歳にして上河家当主を勤めていた「宗信」に代わって、「宗信」の伯父でもある「浄専」が手島家の年忌を営んでいたであろう。そして、宝暦九年五月「浄専」が死んで、同年八月上河家において手島家の「年忌留書」が作成されるようになった。

宝曆九年以降の手鳥家の年忌において、まず、同年八月の年忌の施主は「山田屋次郎吉」であった。<sup>⑭</sup>「浄専」の年忌の場合、宝曆一〇年四月の一周忌と同一一年四月の三回忌の記録に「施主山田屋次郎吉」と書かれているが、明和二年七回忌のものには施主の名前が「手嶋嘉左衛門」に替わっている。<sup>⑮</sup>そして、宝曆九年八月から同一一年四月の間に行われた手鳥家の年忌が六件載せられている「東隠居法事集々」にも、各々の年忌の終わりに「施主二郎吉」と記されている。<sup>⑯</sup>宝曆九年八月から同一一年四月まで「山田屋次郎吉」が手鳥家の年忌の施主を勤めているが、遅くとも明和二年に施主は「手嶋嘉左衛門」に替わっているのである。「山田屋次郎吉」と「手嶋嘉左衛門」の関係について、次の史料をみると、<sup>⑰</sup>

山田屋栄春家

右当分在京之儀段有之候所江可申渡事

未（元文四年）七月八日

右之通被仰出候間右様可被心得候、以上

萩野七郎左衛門

未七月八日

知恩院新門前西之町年寄

五人組

これは、北東の方内を管轄する雑色「萩野七郎左衛門」が知恩院新門前西之町へ宛てたものであって、「山田屋栄春」の在京を認め、当該町に伝えたものである。<sup>⑱</sup>手鳥家の居町である知恩院町の「山田屋栄春」は、「宗信」の祖母「栄春」のほかいない。「宗光」の死後、「宗光」の娘であった「栄春」が暫く「宗光」の家屋敷を相続して、手鳥家の屋号と推定される「山田屋」を名乗ったであろう。そして、延享元年「栄春」が死んで、手鳥家の屋号を名乗ったのは「治郎吉」であるが、延享四年に生まれた「宗信」の嫡子「宗建」の通称が「治郎吉」であることを考えると、<sup>⑲</sup>宝曆八年から同一一年の間手鳥家の年忌の施主を勤めた「山田屋治郎吉」はこの「宗建」と推定される。

宝曆一一年四月以降手鳥家の年忌の施主は「山田屋治郎吉」から「手嶋嘉左衛門」に替わったが、その時期は「宗信」が隠居して「手嶋嘉左衛門」を名乗ったのと重なり、上記の「浄専」の七回忌で施主を勤めた「手嶋嘉左衛門」というのは隠居した「宗信」のことである。明和二年「宗信」は朝倉町に隠居所として五楽舎を設けたが、以降五楽舎で手鳥家の年忌が行われる。<sup>⑳</sup>

すなわち、元文二年「宗光」の死後、手鳥家の年忌は「浄専」によって営まれたが、宝曆九年「浄専」が死んで当時上河家本家の当主「宗信」の嫡子である「宗建」が「山田屋治郎吉」として

手島家の年忌の施主を勤めた。宝暦十一年九月にいたって「宗信」が隠居とともに「手島嘉左衛門」を名乗って手島家の年忌を行ったのである。

右の三人の性格を比べてみると、上河家分家の「浄専」と上河家本家の「宗建」と「宗信」の区別がある。また、「浄専」と「宗建」(宝暦九年から同一一年)の場合と違って、「宗信」のみが宝暦十一年隠居して手島家当主の通称である「嘉左衛門」を名乗った。したがって、厳密な意味で近江屋における手島家の継承は「宗信」の代に成立したといえる。第二節では、「宗信」以降行われた両家継承の性格を明らかにしたうえで、両家継承の実態を具体的にみよう。

- ① 杉浦三郎兵衛『雲泉莊山誌』卷之三(一九三三年)。
- ② 「上河家文書」Ⅱ5-1「御請申上ル御免相之事」。
- ③ 「上河家文書」Ⅱ7-121。
- ④ 柴田実編『増補手島堵庵全集』(清文堂出版 一九七三年)五九七頁。
- ⑤ 「上河家文書」Ⅱ15-1。
- ⑥ 「上河家文書」Ⅰ3-1。
- ⑦ 「上河家文書」Ⅰ7-30「香山利榮信女五十回忌」。
- ⑧ 両家の「年忌留書」を通して知恩院町関連の記事は一三件確認できるが、「宗光」の年忌に三件、「榮春」の年忌には四件記されている。
- ⑨ ①「上河家文書」Ⅱ8-115「清屋妙貞信女廿五回忌の目録」②「上

河家文書」Ⅰ12-32「年忌覚」③「上河家文書」Ⅰ8-2「明登偏照宗光居士七回忌」。

⑩ 手島家の年忌の特徴として、長園寺で「観音懺法」が行われた。「妙貞」の場合、明和八年の七〇回忌取越を始め三つの年忌に長園寺での観音懺法があった。

- ⑪ 「妙貞」の年忌にもついで元禄一六年頃の死去と推定される。
- ⑫ 「宗光」の年忌の「非時」に寺方として「正覚寺」が呼ばれた。
- ⑬ 「上河家文書」Ⅰ7-25「御死去葬御正覚寺清登念光浄専居士」。
- ⑭ 「上河家文書」Ⅰ7-30「香山利榮信女五十回忌」。
- ⑮ 「上河家文書」Ⅰ7-30「清登念光浄専居士一周忌取越」「御七回忌夕施主手嶋嘉左衛門卜書付候事」。
- ⑯ 「上河家文書」Ⅰ8-3。
- ⑰ 「上河家文書」Ⅱ7-238。
- ⑱ 京都市編『京都の歴史』四(学芸書林 一九六九年)五六七頁。
- ⑲ 「和庵先生事跡略」「明倫文庫」(柴田家所蔵)。
- ⑳ 「上河家文書」Ⅰ7-31「陰山榮嘉信女御百歳忌正当」「此度ハ長遠寺にて廿七日懺法執行いたし候、それ故今朝配膳堵庵一人計。天明元年「宗信」は五薬舎で手島家の年忌を営んだ。

## 二 近江屋における両家継承の実態

「年忌留書」を年忌対象者別に整理すると(表1・2)、両家に共通する年忌対象者は二人いるが、次の四人は例外とした。まず、「宗光」の場合、その五〇回正当のことが上河家の「年忌留書」に書かれているが、それには「手島年忌録へ写し」と記され



表1 上河家の年忌留書の構成

年忌対象者	年 忌 の 内 容
寂室淨閑信士	100回引上 150回
恩室妙徳信女	100回引上 150回
心窓妙悦信女	70回正当
覚誉栄寿信女	50回 70回 100回正当 150回正当
蓮秋童子	100回 150回
照覚光圓童子	100回 150回
明誉偏照宗光居士	* 50回正当
念誉道専禅定門	25回取越 33回取越
潮月栄春法尼	* 1周 3回 7周 13回 17回取越 25回取越 33回取越
接光宗義信士	17回取越 25回取越 33回取越
宝屋貞林法尼	13回取越 17回 25回取越 33回取越 33回正当
光誉貞寿法尼	1周取越 3回 7回 13回取越 17回 25回 33回 50回正当
光厳智秀童女	1周 7周
香室貞薫法尼	* 1周 3回 7回取越 13回引上 17回引上 25回引上 33回引上
塔庵宗信居士	* 1周 3回正当 7回引上 13回引上 17回引上 25回引上 25回正当
	33回引上 33回正当
蘭室貞芳善女	* 1周正当 3回正当 7回引上 13回引上 17回引上 25回引上 33回引上
和庵宗建居士	* 1周 3回 7回 13回引上 17回引上 25回引上 25回正当 33回引上 33回正当
洪水先生	33回正当合祭
緑室貞幹法尼	* 1周 3回 7回引上 13回正当 17回引上 25回引上 33回引上
旭室貞影童女	1周 3回 7回 13回引上 17回 25回 33回
幻室貞良童女	1周正当 7回 7回引上 13回 17回 25回 33回
和光宗順童子	1周 3回正当 7回 13回 17回 25回 33回
斎庵宗禎居士	* 1周 3回 7回取越 13回取越 17回引上 25回引上 33回引上
梅室貞英善女	* 1周 3回 7回 13回正当 17回引上 25回正当
操室貞孝善女	* 1周引上 1周正当 3回引上 7回引上 13回引上 17回引上
音室貞雅童女	* 1周 3回 7回 13回 17回附祭 17回正当 25回
慎室貞敬善女	1周 3回忌 7回 13回附祭 13回正当 17回正当 25回
宗愿童子	1周 3回 7回 13回 17回 25回
穀庵宗稍居士	1周引上 3回引上 7回引上 13回引上 13回 17回引上
清室貞操善女	1周 3回正当 7回引上
恭光宗欽童子	* 1周正当 3回 7回

近世の京都商人「近江屋」上河家による手島家の継承（金）

表2 手島家の年忌留書の構成

年忌対象者	年忌の内容
如輪玄徳禪門	150回引上 200回引上
秀岳淨林禪定門	100年 150引上
寿庵清元善尼	100年 150引上 200回引上
一山道句信士	100年 150引上 150正当
自春童女	100年
陰山榮嘉信女	100回取越 100正当 150回正当
心光玄浄禪定門	70回 100回取越 正当100回 150回正当
松譽寿貞信女	70年 100回取越 150回取越
高悦童子	70年 100回取越 150回取越
清屋妙貞信女	70回取越 100回引上 100百回引上 150回引上
法山慧明首坐禪師	70回 100回 150回正当
隨譽本流禪定門	70回 100回引上 150回正当
輪譽法伝法尼	100回
香山利榮信女	50回 70回取越 正100回 150回正当
薫譽妙香信尼	50回 100回引上 100回正当 150回引上
隨譽榮順善女	70回取越 100回 150回
明倫遍照宗光居士	* 25回正当 33回取越 50回取越 50回正当
是心院無量寿元大	100回引上
潮月榮春法尼	* 25回 33回正当
清譽念光浄専居士	1周 3回取越 7回取越 13回 17回忌 25回 33回 50回引上
香室貞薫法尼	* 7回正当 13回 17回正当 25回正当
堵庵宗信居士	* 7回正当 13回正当 17回正当 25回正当 33回正当
蘭室貞芳善女	* 7回 13回正当 33回正当 50回正当
和庵宗建居士	* 7回正当 25回正当
緑室貞幹法尼	* 17回正当 25回正当 33回正当
貞雅	* 17回正当附祭 25回忌正当
斎庵宗禪居士	* 17回正当 33回正当
操室貞孝禪女	* 25回引上 25回正当 33回正当
瑞光知玉童子	25回正当 33回正当
梅室貞英善女	* 33回正当
直庵宗眠禪士	1周引上 3回正 7回正当 13回正当 17回正当
恭光宗欽童子	* 7回正当附祭

注) \* 「上河氏年忌留書」と「手島氏年忌留書」の両方に現れる年忌の対象者

ているので<sup>①</sup>、「宗光」を手島家の年忌対象者に分類した。また、「宗眠」の妻「貞孝」の場合、その年忌は上河家の「年忌留書」に六件載せられているが、「貞孝」の年忌はすべて合祭の形式で行われて、特に、「貞英」との合祭が五件に及んでいる。文政一〇年（一八二七）五月「宗精」の妻「貞英」が死んだが、それに続いて同年七月「貞孝」も死んで、両者の死去の時期が重なっていた。後で説明するように、手島家の継承者「宗眠」が元々上河家の人であったこともあって、「貞孝」と「貞英」の合祭が行われたであろう。そこで、「貞孝」を手島家の年忌対象者に分類した。そして、「貞雅」と「宗欽」の年忌が附祭の形式で手島家の「年忌留書」に記されいるが、「貞雅」と「宗欽」はそれぞれ「宗精」の子と「宗明」の子「欽三郎」に推定され<sup>②</sup>、二人とも上河家の年忌対象者とみなした。したがって、両家に共通する年忌対象者は八人である。

両家に共通する年忌対象者として八人は、上河家本家の当主とその妻にあたる。それは、上河家本家によって手島家が継承されたことを意味する。「宗信」の例に見られるように、上河家本家の当主は隠居とともに手島家を継承して「手島嘉左衛門」を名乗ったのである。それに対して、上河家分家の「淨専」は手島家の年忌を営んだものの、「手島嘉左衛門」を名乗らなかつた。そこ

で、上河家本家の隠居によって手島家が継承されるのには、上河家本家の隠居が不在の場合、一時的なものとはいえども手島家の継承が中断される可能性を孕んでいた。

実際、寛政三年（一七九二）一〇月「宗建」の死後、上河家本家の隠居は不在であり、文化六年（一八〇九）二月「手島家再建」が行われた<sup>③</sup>。寛政四年から文化五年の間に行われた両家の年忌に「嘉左衛門」は一度もみえないが、文化六年八月手島家の年忌に再び「嘉左衛門」が記されている<sup>④</sup>。それは、「墓参」の記録に「源右衛門」とともに「嘉左衛門」が載せられて、さらに、「齋」に参加した人々として「源右衛門」「治助」「嘉左衛門」の三人が並んでいる。「源右衛門」と「治助」はそれぞれ上河家本家の当主「宗禊」とその嫡子「宗精」にあたるが、「嘉左衛門」は文化六年に再建された手島嘉左衛門であり、手島家の年忌対象者の一人「宗眠」である。そして、「宗眠」は、享和元年（一八〇二）から文化元年の間に行われた手島家の年忌に、「源右衛門（宗禊）」「熊之介（宗精）」とともに参加していた「宗禊」の子「直二郎」と推定される<sup>⑤</sup>。

文化一二年二月「宗禊」は隠居したが、文化一五年「宗信」の三三回忌に「上河鞞負」という名前で廻章を出した<sup>⑥</sup>。上河家の「年忌留書」によると、文化一四年四月から文政六年五月までの

間「宗禊」は「鞞負」を名乗っている。「宗禊」が「鞞負」という官途名を名乗った背景には、文化二年以来彼が勧修寺門跡の知行地の収納を預かって「御締方」を勤めていたことがある<sup>⑧</sup>。手島家の「年忌留書」にも、文政元年七月の年忌の客として「御隠居様 お三保様 源右衛門様 おかず様」の四人が書かれているが、「御隠居様」というのは「宗禊」のことである。上河家本家の当主「宗禊」は隠居した後、暫く勧修寺門跡の御締方として「鞞負」を名乗り、「手島嘉左衛門」を使わなかったが、その間「手島嘉左衛門」は「宗眠」によって名乗り続けられたであろう。一方、「宗眠」は遅くとも文政二年以降「嘉左衛門」から「嘉助」へ改名している<sup>⑨</sup>。「宗禊」に代わって一代限り手島家を継承したと考えられる。すなわち、文化六年上河家当主「宗禊」の子によって手島家が再建されたのは、上河家当主の隠居が成立して手島家を継承するという、両家継承の形式に変化をもたらした。では、そのような変化が「年忌留書」の内容にはどのように影響を与えたかをみよう。

文化六年「宗眠」によって手島家が再建されてから、文政六年「宗禊」が死去するまでの間に手島家の年忌が一件行われたが、それには「宗信」の二五回忌と三三回忌、「宗建」の二五回忌が含まれている。「宗信」と「宗建」を含めて「宗禊」と「宗精」

の四人は心学講舎の舎主であったので、その年忌の特徴として多くの場合、心学の社中と覺中（堺町）の祭儀が営まれたが、右の三つの年忌には心学関連の祭儀がなかった。さらに、両家の「年忌留書」を通して「宗信」「宗建」「宗禊」「宗精」の年忌を整理すると（表3）、上河家の「年忌留書」に三二件、手島家の「年忌留書」には九件が載せられている。手島家の「年忌留書」の場合、寛政四年から享和二年の間の年忌に心学関連の祭儀があるが、文化六年以降の年忌にはその祭儀がない。「宗眠」は手島家を継承したものの、心学関連の祭儀は行わなかった。「宗眠」自身も心学とは関係がなく、その年忌に心学関連の祭儀が営まれた例はない<sup>⑩</sup>。したがって、「宗信」以来「手島家」上河家本家「心学講舎の舎主」という関係が成立していたが、「宗眠」によって手島家が継承された時、手島家と心学の関連はなくなったのである。

文化六年心学にかかわらない手島家の再建が行われたのには、その再建を計った「宗禊」の性格にもその原因があった。「宗禊」は「宗建」の養子であって、その先祖に比べて手島家と心学に深い関係を持っていなかった。また、「宗禊」が上河家当主と隠居を勤めた時期は、彼の伯父に当たる「正揚（淇水）」が心学者として積極的な活動をしていた時期でもあって、「宗禊」が心学に深くかかわることもなかったようである。それに関連して、

表3 宗信,宗建,宗禊,宗精の年忌における心学関連の祭儀

年 月	年 忌	社中祭儀	糞中(堺町)連中	年忌留書
天明7. 2. 9	宗信1周忌	2. 10	1. 26	上河家
天明8. 2. 9	宗信3回正当	5. 10	1. 26	上河家
寛政3. 4. 9	宗信7回引上			上河家
寛政4. 10. 24	宗建1周忌	10. 25	10. 16	上河家
寛政(5) 10. 24	宗建3周忌	10. 25	10. 26	上河家
寛政9. 4. 9	宗信13回引上			上河家
寛政9. 10. 24	宗建7回正当	10. 25	10. 16	上河家
享和1. 4. 9	宗信17回引上			上河家
享和2. 4 (24)	宗建13回引上			上河家
文化3. 4 (24)	宗建17回引上			上河家
文化6. 11. 9	宗信25回引上			上河家
(文化7) 2. 9	宗信25回正当	2. 8	2. 8	上河家
文化11. 10 (24)	宗建25回引上			上河家
文化12 (10) 24	宗建25回正当	10. 24		上河家
文化14. 4. 9	宗信33回引上			上河家
文化15. 2. 9	宗信33回正当	2. 8	2. 8	上河家
文政5. 11. 25	宗建33回引上			上河家
文政6. 10. 24	宗建33回正当	10. 23	10. 22	上河家
文政7. 7. 17	宗禊1周忌			上河家
文政8. 7. 17	宗禊3回		7. 20	上河家
文政12. 3. 17	宗禊7回取越		3. 20	上河家
天保6. 4. 17	宗禊13回取越		4. 17	上河家
天保9. 12. 2	宗精1周忌	12. 4	12. 5	上河家
天保10. 4. 17	宗禊17回引上		4. 15	上河家
天保10. 12. 2	宗精3回引上	10. 2	10. 3	上河家
天保14. ⑨. 2	宗精7回引上	10. 2	10. 3	上河家
弘化4. 5. 17	宗禊25回引上		5. 18	上河家
嘉永2. 9. 2	宗精13回引上			上河家
嘉永2. 10. 2	宗精13回	10. 2	10. 3	上河家
嘉永6. 9. 2	宗精17回引上	10. 2	10. 3	上河家
安政2. 4. 17	宗禊33回引上		3. 17	上河家
寛政4. 2. 9	宗信7回正当	2. 10	1. 26	手島家
寛政9. 10 (24)	宗建7回正当	10. 24	10. 16	手島家
寛政10. 2 (9)	宗信13回正当	2. 10	2. 9	手島家
享和2. 2. 9	宗信17回正当	2. 10	2. 9	手島家
文化6. 2. 9	宗信25回正当			手島家
文化12. 10. 14	宗建25回正当			手島家
文化15. 2. 8	宗信33回正当			手島家
天保10. 4. 17	宗禊17回正当			手島家
安政2. 7. 17	宗禊3回正当			手島家

「正揚」が明倫舎の舎主を勤めた寛政九年から文化一四年の間、上河家の年忌において心学関連の祭儀のない場合が目立っている。一方、手島家の年忌では寛政四年から享和二年の間に心学関連の祭儀が行われていたが、その祭主は「上河源藏」こと「正揚」であった。また、文化一四年「正揚」の死後「宗禊」が明倫舎の舎主を継いだとはいえ、「宗禊」の年忌では、心学社中の祭儀が一度も行われていず、「宗禊」と心学社中との関係は稀薄なものであったようである。

「宗禊」の後を嗣いだ「宗精」は、文政一三年隠居して暫くの間「靱負」を名乗ったが、天保五年（一八三三）一二月「手島嘉左衛門」と改めた。同六年の年忌の祭儀に「宗精」は「手島嘉左衛門」の名で廻章を出した。天保九年一月「宗精」の死後、再び上河家本家の隠居が不在となり、嘉永四年（一八五一）二月手島家の年忌には当時「不隠居」であると書かれている。安政三年（一八五六）二月にいたって「宗精」の養子として上河家を継承した「宗明」が、「上河の家事を男寅に譲りて五柴舎に隠居し（中略）手嶋氏を嗣たまふ」こととなった。ところが、その翌年「宗明」は「嘉左衛門」から「嘉右衛門」に名を改めた。また、「宗明」が隠居として存在しているのに、「年忌留書」には「手島嘉左（右）衛門」ではなく「手島氏」という表現が使われた。

それは、上河家による手島家の継承は続いたが、上河家本家の隠居と「手島嘉左衛門」の関連性は明らかに弱くなっていったことを示している。

上河家と手島家の疎遠の傾向は、上河家が手島家によって代表される心学から離れていくことにつながる。天保九年明倫舎都講が心学諸舎へ宛てた書状によると、「明倫舎年々雑費等入用甚多く有之候二付」と明倫舎都講が明倫舎の維持に苦心している一方、当時の上河家当主「宗明」に「御教諭之儀御願申上度奉存候所、未御壯年故堅く御謙退被遊思召、御家業御勤に付御察用乍存達而御願難申上」と、「宗明」が明倫舎の舎主を引受けなかつたことが述べられている。「宗明」の代に上河家が心学講舎の経営から離れていく傾向は一層強くなった。

- ① 「上河家文書」 I 7-26 「明啓備照宗光居士五十回正當」。
- ② 「上河家文書」 I 7-28 「梅室貞英善女一周忌操室貞孝善女一周忌引上」。
- ③ 「上河家文書」 I 9-109 「恭光宗欽童子遺物」。
- ④ 「上河家文書」 I 7-32 「塔庵宗信居士廿五回正當」。
- ⑤ 「上河家文書」 I 7-32 「香山利榮善女正百回」。
- ⑥ 「上河家文書」 I 7-32 「清屋妙貞善女百回引上」「清屋妙貞善尼百回正當」「法山慧明首座禪師正百回」。

文化一二年以降「年忌留書」に「直二郎」の名前はみあたらないが、文化期に死去が推定される年忌対象者の中で「直二郎」らしきものは

いない。

- ⑦ 「上河家文書」 I 71-28 「堵庵宗信居士三十三回正当」。
- ⑧ 「上河家文書」 I 71-28 ① 「堵庵宗信居士三十三回引上」 ② 「緑室貞幹法尼三回忌」。
- ⑨ 「上河家文書」 II 61-81 「奉願御銀之事」 「御締方上河源右衛門殿」。
- ⑩ 「上河家文書」 I 71-32 「一山道句善士百五十正当」。
- ⑪ 「上河家文書」 I 71-28 「梅室貞英善女一周忌」 「宗精源右衛門 宗明宗十郎 宗眠嘉助」。
- ⑫ 「上河家文書」 I 71-32 「堵庵宗信居士廿五回正当」 「堵庵宗信三十三回正当」 「和庵宗建正当廿五回」。
- ⑬ 「上河家文書」 I 71-32 「直庵宗眠禪士一周忌引上」 「直庵宗眠禪士三回忌正当」 「直庵宗眠禪士七回忌正当」 「直庵宗眠禪士十三回忌正当」 「直庵宗眠禪士十七回忌正当」。
- ⑭ 「安永七年戊戌四月祖父蓋岳先生の兄南都生嶋氏嘉君の孫宗提君を養ひてるとし□ふ」 「和庵先生事跡略」 (「明倫文庫」)。
- ⑮ 柴田実「心学」(至文堂 一九六七) 二〇〇頁。
- ⑯ 「年忌留書」によると、文政一三年六月から天保五年六月の間に「宗精」は「敷負」を名乗った。
- ⑰ 「奈良の人富永与九郎清敬(初め生島小右衛門)の子」杉浦三郎兵衛『雲泉莊山誌』卷之三(一九三三年)。
- ⑱ 「上河家文書」 I 71-28 「斎庵宗禮居士十三回忌取越」。
- ⑲ 「上河家文書」 I 71-32 「操室貞孝善女廿五回忌正当」。
- ⑳ 「訥庵先生事跡略」 「明倫文庫」(柴田家所蔵)。
- ㉑ 「上河家文書」 I 71-32 「直庵宗眠禪士十三回忌正当」。
- ㉒ 「上河家文書」 I 71-32 「瑞光智玉童子三十三回忌正当」 「香山利栄善女百五十回忌正当」 「随善栄順善女百五十回忌」。

② 石川謙「石門心学史の研究」(岩波書店 一九三八年) 八七〇―八七一頁。

## おわりに

享保期「宗義」の代から上河家と手島家の間に緊密な関係が成立していたが、上河家による手島家の継承は「宗義」の後を継いだ「宗信」の代に行われた。元文二年(一七三七)「宗光」の死後、「宗信」の伯父でもある「浄専」が暫く手島家の年忌を営んだが、宝暦九年(一七五九)「浄専」の死去とともに上河家において手島家の「年忌留書」が作成されるようになった。そして、宝暦九年から同一一年の間手島家の年忌の施主は「山田屋次郎吉」こと「宗建」によって勤められたが、同一一年「宗信」が隠居とともに手島家を継承して「手島嘉左衛門」を名乗った。それは、上河家当主の隠居による手島家継承の成立である。

ところが、上河家本家の隠居によって手島家が継承されるのは、一時的なものとはいえ、上河家本家の隠居が不在となり手島家継承が中断される可能性が孕まれていた。実際、寛政三年(一七九一)以降中断した手島家が文化六年(一八〇九)「宗眠」によって再建されるが、それは、形式と内容の両側面において上河家による手島家の継承に変化をもたらした。すなわち、

「宗眠」は上河家本家の隠居ではなく、心学ともかかわりがなかったので、「宗信」以降成立していた「手島家Ⅱ上河氏本家Ⅱ心学講舎の舎主」の関係が消滅したのである。「宗眠」以降も、断続的に上河家本家の隠居の不在による手島家の中断はあったが、原則的に上河家による手島家の継承は続いた。しかし、上河家本家の隠居と手島嘉左衛門との関連性はなくなりつつあり、心学者の代表的存在として知られる手島家と心学講舎の関連も実際弱くなっていた。

上河家による手島家の継承は、その形式と内容に変化を受けながら幕末まで続いたが、一人による両家の継承が何故に維持されたかについては、まず、「家」の観念をその理由の一つとして挙げるができる。近世社会において先祖代々の家を存続させるには、先祖への祭祀を維持するのが大きな意味を持っていた。

手島家の「年忌留書」の場合、「宗信」以前の年忌対象者に対する年忌の記録が六割以上を占めているが、それは、上河家による手島家の継承において手島家の先祖の祭祀が大きな意味を持っていたからである。第二は、上河家の経営における手島家継承の意義が考えられる。すでに享保一五年（一七三〇）頃手島家が約三七貫匁を上河家の経営へ投資したことを指摘したが、近世の商業経営ではこのような一種の合併の例があり、上河家による手島家の継承も商業経営上の合併といえる。また、手島家は旗本財政にかかわって帯刀苗字を許されたが、その身分的な優位性も上河家の経営内容に影響を与えた。その例として、上河家が勧修寺門跡の財政に関与した背景には手島家の家柄のことがあったと考えられる。



The Succession of the Tejima-ke 手島家 by the Uekawa-ke 上河家  
in Early Modern Kyoto

by

KIM Sung-hyun

After the Kyôhō 享保 era, the Uekawa-ke 上河家 and the Tejima-ke 手島家 houses sustained a close relationship. Following the retirement of Sôshin 宗信 in Hôreki 宝暦11 (1761) from the leadership of the Uekawa-ke, he assumed the leadership of the Tejima-ke, calling himself Tejima Kazaemon 手島嘉左衛門. Thus the retirement from the head of the Uekawa-ke came to signify succession to the leadership of the Tejima-ke. To legitimize the succession, the Uekawa-ke led the commercial merger of the two families and performed ancestral rites for the Tejima-ke. In Bunka 文化6 (1809), however, the discontinued Tejima-ke rehabilitated its lineage and therefore brought a sudden change in the relations between the two families. This marked the end of identity of the Tejima-ke, the chief family of the Uekawa-ke, and the head of the Shingaku School 心学講舎. The ties between the Tejima-ke and the Shingaku School were weakened as the association between the Uekawa-ke and the successors of the title Tejima Kazaemon grew weaker in later years.